

## 生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 5 月 25 日

更新日：令和 7 年 6 月 12 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒680-0942）鳥取県鳥取市湖山町東 5 丁目 261 番地

（トットリケントットリシコヤマチヨウヒガシ 5 チョウメ 261 バンチ）

名称（フリガナ）：鳥取いなば農業協同組合

（トットリイナバノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 清水 雄作

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jainaba.com/>

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 3 類果実類

区分に属する農林水産物等：かき

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：こおげ花御所柿（コオゲハナゴショガキ）、Koge Hanagoshogaki

### 4 明細書の変更

鳥取いなば農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、該当変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

### 5 明細書適合性の確認

#### （1）品種及び生産地の確認

鳥取いなば農業協同組合は、「こおげ花御所柿」の選果時に、出荷された柿を確認し、品種が「花御所柿」であることを確認する。また、鳥取いなば農業協同組合は、現地指導会において少なくとも年 1 回、全圃場を巡回し、生産地を確認するとともに、生産者が「花御所柿」を栽培していることを確認する。

#### （2）栽培方法の確認

鳥取いなば農業協同組合は、花御所柿の摘蕾・摘果について、生産者が摘果基準を遵守しているか否か、現地指導会において少なくとも年 1 回、全圃場を巡回して確認する。

#### （3）出荷規格・最終製品

鳥取いなば農業協同組合は、出荷規格を満たした花御所柿だけが「こおげ花御所柿」（青果）として出荷されることを確認する。なお、鳥取いなば農業協同組合は総会等において、少なくとも年に 1 回、生産業者に対し、「こおげ花御所柿」の生産地及び品種、栽培方法、出荷規格について周知・徹底を図る。

## 6 明細書適合性の指導

鳥取いなば農業協同組合は、品種・生産地および栽培の方法、出荷規格、最終製品の形態が明細書に適合しない場合は、地理的表示である「こおげ花御所柿」および登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ）を付した状態で出荷しないよう警告を発し、是正を求める。

警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、鳥取いなば農業協同組合は、当該生産者について、是正が図られるまで当該生産者の生産した柿を「こおげ花御所柿」として出荷することを禁止し、又は、当該生産者について、除名することができる。

## 7 地理的表示等の使用の確認

### （１）地理的表示等の使用の確認

ア 鳥取いなば農業協同組合は、前記５（３）の確認の際に、品種・生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている柿についてのみに、地理的表示である「こおげ花御所柿」および登録標章が使用されているか確認する。その際に、以下の①から④の柿があるか否かを確認する。

イ 鳥取いなば農業協同組合は、前記５（３）の確認の際に、地理的表示である「こおげ花御所柿」および登録標章を使用している者およびこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用の段ボール）についても確認する。

ウ 鳥取いなば農業協同組合は、総会等において、少なくとも年に１回、地理的表示等の使用のルールについて、周知・徹底を図る。

- ① 品種・生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない柿であるにもかかわらず、地理的表示である「こおげ花御所柿」および登録標章が使用されている柿
- ② 地理的表示である「こおげ花御所柿」のみが使用されている柿
- ③ 登録標章のみが使用されている柿
- ④ 地理的表示である「こおげ花御所柿」に類似する表示、又は登録標章に類似する表示がされている柿

## 8 地理的表示等の使用の指導

（１）鳥取いなば農業協同組合は、前記５（３）の確認の際に、下記①から④に該当する場合は、生産業者に対し、警告を発し是正を求める。

- ① 品種・生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない柿であるにもかかわらず、地理的表示である「こおげ花御所柿」および登録標章を使用した場合
- ② 地理的表示である「こおげ花御所柿」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「こおげ花御所柿」に類似する表示、又は登録標章に類似する表示がされている場合

- (2) 警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、鳥取いなば農業協同組合は、当該生産者について、是正が図られるまで当該生産者の生産した柿を「こおげ花御所柿」として出荷することを禁止し、又は、当該生産者について、除名することができる。

## 9 実績報告書の作成等

鳥取いなば農業協同組合は、2月1日から翌年1月31日までを1年度として、年度終了後、3カ月以内に下記書類を作成し、作成後速やかに農林水産大臣に提出する。

- (1) 特定農林水産物審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 下記の生産行程管理業務の対応実績が分かる資料
  - ア 生産地・品種・栽培方法についての確認
  - イ 出荷規格・最終製品の形態についての確認
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

鳥取いなば農業協同組合は、前記9により作成・提出した書類を鳥取いなば農業協同組合の事務所において、その提出の日から5年間保存する。

## 11 連絡先

[Redacted contact information]